

江南市 消費生活センターだより

消費生活相談 TEL : 0587 - 53 - 0505

月曜日～金曜日（土日祝日除く） 9～12時、13時～16時30分

親しい仲間同士のつながりを利用した マルチ取引の勧誘に注意

友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が障がい者同士のつながりを利用して行われているケースがみられます。



自分も参加している身体障がい者のグループの知人夫婦から久しぶりに会おうと喫茶店に呼び出された。来るとは知らなかった別の障がい者の知人から健康食品のマルチ取引を勧誘された。二人だけ紹介すればすぐにお金が入るといふ。「お金がない」と何度も断ったが、知人夫婦が支払いを立て替えてくれるといふので、断り切れず自宅で契約した。返品解約したい。（50歳代）

たとえ親しい人や仲間からの誘いであっても、
必要のない契約であれば「契約しない」と
きっぱり断りましょう。

トラブル防止のポイント

「人を紹介すれば報酬が得られる」「月〇〇万円稼げる」などの説明をうのみにせず、事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう。

被害の早期発見や拡大防止のためにも、家族や周囲の人は変わった様子がないかなど日ごろから気を配りましょう。

少しでも不安に感じたら、家族や周りの人と一緒に、
江南市消費生活センターへご相談ください。



日帰りバスツアー



日帰りバスツアーの当選ハガキが届いた。心当たりはなかったが、無料ならと思い参加した。ツアー中に敷物の工場に立ち寄った際、高額なムートンのシーツを勧められた。「今買うなら安くする。約60万円がいい」と言われたが、高額なので断った。しかし、出発時間が迫り焦っている中「分割払いなら大丈夫」と強く言われ、慌てて契約してしまった。クーリング・オフしたい。

(70歳代)

当選した無料バスツアー 高額商品の販売勧誘 に注意！



～ひとことアドバイス～

懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。

その場の雰囲気にもまれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースがみられます。強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。

要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。
困ったときは、早めに江南市消費生活センターに
ご相談ください。(0587-53-0505)